

入 札 説 明 書

交通安全施設に係るデジタル回線サービスに係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、下記11（１）の問い合わせ先へ説明を求めることができます。

1 公告日

令和8年10月1日（木）

2 競争入札に付する調達の内容

(1) 入札物件

交通安全施設に係るデジタル回線サービス

(2) 入札物件の数量及び特質

交通安全施設に係るデジタル回線サービス 一式

(3) 契約期間

契約締結日から令和13年3月31日

納入期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

運用期間 令和9年4月1日から令和13年3月31日まで

(4) 納入場所

仕様書別表「実施箇所一覧表」のとおり

(5) その他詳細については、「仕様書」のとおり。

3 入札方法

- (1) 入札は履行に要する総計金額（４年間）で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

なお、落札価格に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額とします。

- (2) 入札は、奈良県物品・役務電子入札等システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行います。（「奈良県物品・役務電子入札等システムポータルサイト」[http://www. pref. nara. jp/26215. htm](http://www.pref.nara.jp/26215.htm) から確認できます。）

(3) 郵便入札の可否

郵便での入札はできません。

- (4) 入札は、5（３）イにより、合格の通知を受けた日から令和8年11月5日（木）午前10時00分までの間に電子入札システムにより行ってください。

- (5) 開札は、令和8年11月5日（木）午前10時30分以降に行います。

4 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(5)までの全てに該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でな

いこと。

- (3) 奈良県における競争入札参加有資格者で、営業種目 Q 7 諸サービス）に登録をしていること。
- (4) 「仕様書」に示した調達役務と同等の役務を提供した契約実績があり、かつ、誠実に履行した者であること。
- (5) 電子入札システムへの利用者登録が完了している者であること。

5 入札必要事項

(1) 入札保証金

この一般競争入札の参加者は、入札金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を入札の際納付しなければなりません。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良規則第14号）第4条第1項の規定に該当と認められる場合は免除します。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、奈良県契約規則第19条第1項の規定に該当する場合は免除することができます。

(3) 入札者に要求される事項

ア 入札参加希望者は、入札参加資格（以下「資格」という。）の有無について奈良県警察本部の確認を受けなければなりません。「競争入札参加資格確認申請書」（以下「申請書」という。）及び上記4の事項を証明する書類（以下「証明書類」という。）を下記まで提出してください。提出された方は、入札の前日までの間において、奈良県警察本部から提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

- ・申請（提出）期日 令和8年10月15日（木）午後5時15分まで

- ・申請（提出）場所

〒630-8578 奈良市登大路町80番地

奈良県警察本部警務部会計課県費係

TEL 0742-23-0110（内線2237）

- ・申請（提出）方法

申請書のみ電子入札システムの証明書等提出画面へのファイル添付により提出することとし、その他証明書類は持参又は、書留郵便で送付してください。

- ・提出された申請書類は返却しません。また、期限までに申請書類が提出又は、到着しない場合は本件入札に参加することができません。証明書類を郵送による場合は、封筒に「交通安全施設デジタル回線サービスの入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きしてください。

イ 申請書類に基づく確認審査の結果は、令和8年10月29日（木）以降に電子入札システムにより通知します。

6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札及び契約締結権限のない者のICカードを使用して提出された入札
- (3) 奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (4) 内訳書を求めている場合に、入札書と内訳書の整合性がとれない入札

7 入札の錯誤

入札の参加者は、開札日時までに、入札参加者が行った当該入札が錯誤である場合は、直ちにその旨を申し出ることができます。

- (1) 入札執行者に対し、当該入札書が錯誤であることについて、所定の「入札書錯誤無効届」を提出してください。
- (2) 奈良県は、(1)による「入札書錯誤無効届」の提出を受けたときは、当該入札者が行った入札を無効とすることができます。

8 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行う場合があります。

再度入札（2回目）の締切日時については、原則として開札日の午後1時以降に設定しますので、電子入札システムで発行される「再入札通知書」を必ず確認のうえ、電子入札システムにより、締切日時までに入札書を提出してください。

なお、再度入札の締切日時までに入札書の提出を行わなかった者は、再度入札を辞退したものとみなします。

- (2) 入札は2回を限度とします。2回目の開札でも落札者が決定しない場合には、最低落札額を提示した者と随意契約に入ります。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。

9 契約書及び契約について

契約書の作成を要します。

10 奈良県暴力団排除条例による契約の解除等

奈良県暴力団排除条例に基づき次の事項のいずれかに該当する場合は、契約を締結しない、又は契約を解除することがあります。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者えおいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員という。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」とい

う。)に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

- (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除く。）において、奈良県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- (9) 入札公告に添付している「奈良県公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」を遵守しないとき。

11 問い合わせ先

- (1) 本件入札に関すること・契約を担当する部課等の名称
〒〒630-8578 奈良市登大路町80番地
奈良県警察本部警務部会計課県費係（奈良県分庁舎1階）
電話番号 0742-23-0110（内線2237）
- (2) 電子入札システムの操作に関すること
電子入札総合ヘルプデスク
電話番号 0570-021-777
平日：9時から17時30分まで（12時から13時までを除く）
Email:sys-e-cydeenasphelp. rx@ml. hitachi-systems. com